**平成２３年（フ）第６０８号**
東京都青梅市河辺町９丁目７番地の１霞台第１住宅７―405
債務者　芦澤　真弓
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第６２６号**
東京都東大和市南街２丁目42番地の10石川ビル201
債務者　赤堀　吉夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２０３号**
静岡県浜松市浜北区寺島2370番地の１
債務者　大村　真里
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２０８号**
静岡県浜松市東区上西町11番地の３
債務者　吉村　重実
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２７８号**
静岡県浜松市西区馬郡町2219番地の１　山七ハイツ１号室、前住所静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の238　第２浜表団地Ｃ棟104号
債務者　花島　　翔
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第７１９９号**
東京都目黒区鷹番１丁目９―16―101
債務者　熊谷　幸治
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７２１４号**
東京都大田区久が原５丁目33―24―104
債務者　中山　素夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３６０号**
東京都日野市南平５丁目20番地の32
債務者　杉浦はる香
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第５８０号**
東京都多摩市和田356番地の２ヴィラ・ソレイユＣ107
債務者　小崎　　亘
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１４５号**
青森市造道２丁目６番10号　和田ハイツ402号
債務者　木村　　仁
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５５号**
青森市大字油川字岡田85番地24
債務者　今　　秋男
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６４号**
青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊45番地１
債務者　須藤　　匠
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８３号**
青森市大字野木字野尻37番地761　雇用促進住宅野木宿舎１―307
債務者　神　　達也
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９８号**
北海道帯広市西25条南２丁目19番地１
債務者　遠藤　節子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第１２１号**
北海道帯広市東９条南４丁目５番地44　山本マンション201号
債務者　田辺　節子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係